

博多港運株式会社

一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法一体型）

今後さらなる地域に貢献する企業とするために、従業員が仕事と子育てを両立させ、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うことが重要であるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2023年4月1日から2028年3月31日までの5年間

2. 内容：目標1 年次有給休暇の取得日数を、1人あたり年間平均12日以上とする

<対策>

- 2023年4月～・休暇取得意識の向上を図るため、休暇取得促進を促す
- ・1人あたりの年間平均有給休暇取得12日以上を達成する

目標2 産前産後休業や育児休業、介護休業など制度の周知や情報提供を行い、男女ともに従業員が復帰しやすい環境の整備を行う

<対策>

- 2023年4月～・法に基づく諸制度を調査する
- ・育児休業に関する資料を作成し、従業員へ周知をする
 - ・育児・介護による休職・復職時に本人、上司、総務による面談を実施する